

副本



平成 22 年（行ウ）第 11 号公文書部分公開処分取消等請求事件

原告 宮 部 龍 彦

被告 滋 賀 県

被告第 5 準備書面

平成 23 年 9 月 9 日

被告訴訟代理人

弁護士	吉	田	和	宏
同	山	本	久	子
同	田	口	勝	之
同	中	原	淳	一

被告指定代理人

滋賀県職員	三	輪	真	也
同	西	村		実
同	澤	野	宏	和
同	河	村		努

大津地方裁判所民事部合議 B 係 御中

第 1 公開条例第 6 条第 6 号該当性についての補足

1 前書き

公開条例第 6 条第 6 号は、「県の機関…が行う事務または事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とす

る旨定めている。

本件非公開部分が、公開条例第6条第6号に該当し非公開情報であることについては、被告第1準備書面の第2の6、被告第2準備書面の第3、被告第3準備書面の第3において主張したが、以下、再度、本件非公開部分が滋賀県が行う事業に関する情報であって、本件非公開部分を公開した場合には、滋賀県が行う事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることにつき、補足する（乙52〔説明書〕）。

2 総論

（1）同和問題の現状

被告第1準備書面の第2の1ないし3等で繰り返し述べているとおり、現在も差別意識の解消が十分に進んでおらず、近年においても、①同和地区的問い合わせ、②差別発言、③差別落書き、④身元調査、⑤インターネットの差別書き込み等の差別行為の発生があとを立たない。このことは滋賀県内においても同様であり、たとえば、別紙1のような問い合わせ等が問題となってきた（この内、平成16年7月の事例〔乙9〔「こころのいづみへ」3頁事例1〕〕が契機となって、「滋賀県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」〔乙44〕が策定された。）。

特に、①や④は、居住先の選択や就職における採用、結婚等といった人生の重大な局面にあたって同和地区的所在地や同和地区的出身であるかどうか等を判断材料とする社会の差別意識が依然としてあることのあらわれといえる。

（2）滋賀県の人権啓発事業

こうした現状を踏まえ、国において「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日施行）（乙24〔こころやわらかく94頁〕）が制定され、同法第5条の地方公共団体の責務として、滋賀県は、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」（平成13年4月1日施行）（乙24

[こころやわらかく 95 頁]) を制定した。

さらに、滋賀県は、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」第4条に基づく「滋賀県人権施策基本方針」(乙21)を策定するとともに、同方針における基本施策のひとつである「人権意識高揚のための教育・啓発」について、施策の具体的な目標や方策を体系的に示し、その総合的、計画的な推進を図るため、「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」(乙22)を策定した。

以上を前提に、被告第2準備書面の第3の2ないし5で述べたように、滋賀県の各担当部署において県民や企業、宅地建物取引業界等(以下、「県民等」という。)への人権啓発事業を実施している。なお、平成23年4月1日付けで「滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則」(乙53〔滋賀県公報〕)が公布されたことに伴い、担当部署名・分掌事務の変更があるので、被告第2準備書面の第3の2ないし5を別紙2のとおり訂正する。

かかる人権啓発事業の目的は、同和問題に関して言えば、人権意識の高揚による差別意識の解消、差別行為の根絶である。

(3) 本件非公開部分が滋賀県の行う人権啓発事業に関する情報であること

そもそも、人権啓発事業が、同和問題に関する差別意識を煽り差別行為を助長する情報を把握・分析し、県民等がそのような情報を入手したり・調査したりしてはならないなど、情報にどのように接すべきかを啓発することを含むのはもちろんのこと、同和問題に関する差別意識を煽り差別行為を助長する情報が社会に流布されることは、差別意識を煽り差別行為を助長することにつながり、人権啓発事業の実施に影響を与える。

この点、本件非公開情報は、その内容及び性質上はもちろんのこと、情報源が行政たる滋賀県であることから情報の信用性が高く、滋賀県版部落地名総鑑の決定版となりかねないものであり、同和問題に関する差別意識を煽り差別行為を助長する情報であることは明らかである。

したがって、本件非公開部分は、滋賀県の行う人権啓発事業に「直接関わる情報」または少なくとも「事業の実施に影響を与える関連情報」に該当し、公開条例第6条第6号の「事業に関する情報」であると認められる。

(4) 本件非公開部分が公開された場合には、滋賀県が行う人権啓発事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

ア 滋賀県の行う人権啓発活動の適正な遂行とは、県民等が人権啓発活動の趣旨・目的を理解することで、人権啓発活動を受け入れ、参加し、その結果、県民等の人権意識が高揚し、差別行為が解消し、もって、人権啓発の効果があがることである。

イ しかし、本件非公開部分が公開されれば、その内容および性質上、差別意識を煽り差別行為を助長することは明らかであり、よって、人権意識の高揚による差別意識の解消、差別行為の根絶という人権啓発事業の目的を阻害することは明らかである。

この点、人権啓発事業は、人の意識・行動を対象とする地道な活動であり、地道に積み上げた事業の成果が一度後退させられるならば、再び人権意識を高め、人権啓発の効果をあげるにはさらなる努力が必要となり、人権啓発事業の適正な遂行に多大な支障が生じるのは必至である。

ウ また、人権啓発事業を行っている自らが本件非公開部分を開示すれば、滋賀県の矛盾した行動により、県民等は、滋賀県の人権啓発活動に取り組む姿勢に対する不信あるいは疑念を抱くことは明らかである。

よって、滋賀県が県民等に対し、人権啓発の趣旨・目的を訴えても、その説得力を失われ、県民等が人権啓発事業を受け入れず、参加しなくなり、結果として、人権啓発活動の効果を損なうことになるのであって、人権啓発事業の適正な業務の執行に多大な支障となるのは必至である。

エ したがって、本件非公開部分が公開された場合には、滋賀県が行う人権啓発事業の性質上、「当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ

る」と認められる。

(5) 以上から、本件非公開部分は、公開条例第6条第6号に該当し非公開情報であると認められる。

(6) 以下、各担当部署の扱う事業ごとに「当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことについてより具体的に述べる。

3 県民向け人権啓発事業について

(1) 滋賀県総合政策部人権施策推進課は、被告第3準備書面の第3の2のとおり、県民向けに様々な人権啓発事業を実施している。

具体的には、たとえば、同和問題解決のために、広報誌や冊子、パンフレット等の作成、配布、イベントや研修等の実施等を行い、その中で、前述のような現実に生じている差別事象の具体例を例示して一人ひとりがとるべき行動等を考えさせる等して、県民の人権意識を高め、もって同和地区の所在地を調査する等の差別行為を根絶することを目指している（乙9〔「こころのいづみへ」〕、乙24〔「こころやわらかく」〕等。）。

(2) そして、県民に対する意識調査の結果を分析すると、広報誌や冊子、パンフレット等を読んだり、講演会や研修会に参加したりした頻度の高い県民ほど、「購入する家が同和地区に隣接していたため家を買うのを見合せた事例」を「間違っている」と回答した割合が多いほか、「同和問題の解決に向けて自分のできる限りの努力をしたい」と考える割合も高くなっていることが明らかとなっており、滋賀県の実施している人権啓発事業により、県民の人権意識が高められていることが認められる（乙14〔県民意識調査74頁、127頁等〕）。

(3) また、滋賀県は、かかる県民に対する人権啓発事業とあわせて、滋賀県内における行政窓口はもちろん、後述のように企業等に対しても、同和地区の所在地の調査手段となる部落地名総鑑等の所持をしないことや、同和地区所在地の問い合わせに応じないよう指導したりして、差別をなくす努力を行っ

てきた。

(4)ア 上記のような人権啓発活動事業を行っている滋賀県が、本件非公開部分を公開した場合、以下のような問題が生ずる。

イ まず、滋賀県が、本件非公開部分を公開した場合、原告がこれまでとってきた行動に照らせば、公開された情報が原告のホームページ上等で公開されることは明らかである（乙27、乙28、乙48〔原告のホームページ〕）。しかも、その情報源が地方公共団体である滋賀県であるとなれば、情報の信用性が高く、滋賀県版部落地名総鑑の決定版ともなりかねない。

そして、現代社会におけるインターネットの普及は目覚しく、知りたいことや気になることがあれば、多くの人が、まずインターネット上で検索を行う時代である。

他方、同和問題に関する差別意識は根強く残っており、わざわざ役所に問い合わせたり、料金を払って調査会社に調査を依頼したりしてでも、同和地区の所在を調査しようとする者が今なお無くならないのが現状である。

そうすると、インターネット等を通じて、他者に咎められるのを気にすることもなく、誰でも、気軽かつ手軽に、滋賀県内における同和地区の場所を自ら調査して知ることが可能となれば、その結果、差別行為たる調査等を行う者が現状よりも増加することは明らかである。

そのことにより、差別意識を煽り、差別行為が助長されることは明らかであり、よって、人権意識の高揚による差別意識の解消、差別行為の根絶という人権啓発事業の目的を阻害するのは必至である。

ウ また、同和地区の問い合わせ等を許さない等の人権啓発事業を行っている滋賀県が、他方で、滋賀県版部落地名総鑑ともなり得る本件非公開部分を公開して、差別意識を煽り差別行為を助長させるという著しい矛盾行為を行うことになる。

そのようなことになれば、県民に滋賀県の人権啓発事業への不信あるいは疑念をいだかせ、滋賀県がこれまで行ってきた地道な啓発活動によりあげられてきた成果も後退することになり、差別を根絶するという人権啓発事業の目的を達成することが困難となる。

- (5) したがって、本件非公開部分の公開は、滋賀県総合政策部人権施策推進課の行う人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

4 就職差別撤廃啓発事業について

- (1) 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課就業支援室および同部商工政策課は、就職差別をなくして就職の機会均等の保障を図るべく、企業に対し、指導、研修、啓発事業等を実施している。

具体的には、たとえば、企業等への冊子やポスターの配布、訪問、研修等を実施し、その中で、過去に起きた部落地名総鑑事件等について説明する等して、企業における採用にあたって、身元調査はもとより、面接等に際して身元調査につながりかねないような不適正な質問をしないよう、指導、研修、啓発等を行っている（乙41〔「採用にあたって」9頁、28頁、70～71頁、76頁以下等〕）。

すなわち、滋賀県は、企業に対して、部落地名総鑑を購入したり所持したりすることは、仮にそれが使用されなくとも、所持すること自体が非常に悪質な差別行為であることについて周知を図り、部落地名総鑑購入の目的でもある身元調査等をしないよう指導、研修、啓発等をしている。

- (2)ア かかる事業を行っている滋賀県が、本件非公開部分を公開した場合、以下ののような問題が生ずる。

イ まず、前述のとおり、滋賀県が、本件非公開部分を公開した場合、原告がこれまでとってきた行動に照らせば、公開された情報が原告のホームページ上等で公開されることは明らかである（乙27、乙28、乙48〔原告のホームページ〕）。しかも、その情報源が滋賀県であるとなれば、

情報の信用性が高く、滋賀県版部落地名総鑑の決定版ともなりかねない。

そのことにより、差別意識を煽り差別行為が助長されることは明らかであり、よって、人権意識の高揚による差別意識の解消、差別行為の根絶という人権啓発事業の目的を阻害するのは必至である。

ウ また、滋賀県が本件非公開部分を公開することになれば、一方で、部落地名総鑑の所持や身元調査等をしないよう指導しながら、他方で、滋賀県自身が、インターネット上で誰でも簡単にアクセス可能な滋賀県版部落地名総鑑に転化することが予測できる資料を提供し、身元調査を容易ならしめ、就職差別を助長する行為に出るという自己矛盾行為を行うことになる。

このようなことになれば、滋賀県による企業に対する指導、研修、啓発等は全く説得力を持たず、企業らによる就職差別を撤廃することが困難となり、滋賀県の事業目的が達成されなくなってしまう。

(3) しがって、本件非公開部分の公開は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課就業支援室および同部商工政策課の行う人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

5 宅地建物取引業者に対する人権啓発事業について

(1) 前述のとおり、不動産取引に関し、滋賀県内においても、県内行政窓口等への問い合わせ事件が未だに見受けられる。また、県内に所在する宅地建物取引業者を対象とした「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」（平成18年11月実施）によれば、平成8年3月実施の調査時よりは改善しているものの、未だに、宅地建物取引の場において、4業者に1業者が、客ないし他の宅地建物取引業者から、取引物件が同和地区であるかどうかの問い合わせを受けたことがある実態が明らかとなっている（乙45[パンフレット「宅地建物取引と人権」3頁]）。

そこで、滋賀県土木交通部住宅課は、宅地建物取引の場における人権問題

解消に向けた滋賀県の責務および宅地建物取引業者・業界団体の責務を定め、滋賀県と業界団体が連携、協力しながら人権啓発を推進していくこととし（乙44〔指針〕）、宅地建物取引業者に対する、パンフレット配布、研修等の人権啓発活動、指導等を行っている（乙45）。

具体的には、滋賀県は、宅地建物取引業者に対し、人権問題の例示等をしながら、取引物件の所在地が同和地区（または校区）であるか等の調査をしないこと、また、客から同様の問い合わせ等を受けても毅然とした対応をとり、報告、教示等をしないよう求めている（乙44、乙45）。

(2)ア かかる事業を行っている滋賀県が、本件非公開部分を公開した場合、以下のような問題が生ずる。

イ 繰り返しになるが、前述のとおり、滋賀県が、本件非公開部分を公開した場合、原告がこれまでとってきた行動に照らせば、公開された情報が原告のホームページ上等で公開されることは明らかである（乙27、乙28、乙48〔原告のホームページ〕）。しかも、その情報源が滋賀県であるとなれば、情報の信用性が高く、滋賀県版部落地名総鑑の決定版ともなりかねない。

そのことにより、差別意識を煽り差別行為が助長されることは明らかであり、よって、人権意識の高揚による差別意識の解消、差別行為の根絶という人権啓発事業の目的を阻害するのは必至である。

ウ また、滋賀県が本件非公開部分を公開することになれば、一方で、宅地建物取引業者に対し、同和地区の所在地の調査、問い合わせ、客への報告、教示等を禁じながら、他方で、滋賀県自身が、インターネット上で誰でも簡単にアクセス可能な滋賀県版部落地名総鑑に転化することが予測できる資料を提供し、同和地区の調査を容易ならしめ、差別意識を煽り差別行為を助長させる行為に出るという自己矛盾行為を行うことになる。

また、このようなことになれば、滋賀県への信頼が失われ、宅地建物取

引業者が滋賀県の行う指導、啓発に疑念を抱くことになりかねず、滋賀県による宅地建物取引業者らに対する指導、研修、啓発等はまったく説得力を持たないことになる。

そして、さらに、宅地建物取引業者が顧客から同和地区的所在地等につき問い合わせを受けた場合、滋賀県が同和地区的場所を公表した以上、業者が回答してもよいだろうと考え、自由に問い合わせに答える事態になることが予測されるが、そのような場合であっても、自ら同和地区所在地を公表している滋賀県の指導では説得力がなく、かかる事態を收拾できないことになりかねない。

そうすると、宅地建物取引業者らによる差別ないし差別助長行為を撤廃することが困難となり、これまで滋賀県が実施してきた同和問題解決のための取組が無に帰するばかりか、同和地区への差別が横行することになり、宅地建物取引の場における人権問題の解消を図るという滋賀県の事業目的が達成されなくなってしまう。

(3) しがって、本件非公開部分の公開は、滋賀県土木交通部住宅課の人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

6 以上のとおり、本件非公開部分は、滋賀県の前記各人権啓発事業に関する情報であり、本件非公開部分を公開することは、滋賀県の前記各人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件非公開部分は、公開条例第6条第6号に該当し非公開情報であると認められる。

第2 同和対策地域総合センター要覧（乙4）の非公開部分について

- 1 同和対策地域総合センター要覧（乙4）の非公開部分の一例は被告第2準備書面の別紙のとおりであり、各非公開部分の記載事項の説明も被告第2準備書面の第2の7の(1)のアないしウ記載のとおりである。
- 2 なお、補足すれば、被告第2準備書面の第2の7の(1)のウ記載の類型エについて、同和対策地域総合センター要覧（乙4）の内、「1. センターの概要」

欄の「利用対象地域名」欄以外の部分、「2. 事業の概要」欄および「4. 地区内団体の活動状況」欄の非公開部分についても、同和地区名、大字名、学区名、区名、自治会名等ないしはそれらを冠した施設名が記載されている。

以上

別紙 1

発生年月	不動産問い合わせの概要
H5. 3	県民が市役所に電話で「〇〇の△△番地は同和地区ですか。」という問い合わせを行った。
H16. 7	県内の不動産業者が町役場に電話で「〇〇の△△番地は同和地区かどうかを教えてほしい。（不動産を売るときに）同和地区の範囲に入るのか入らないのか説明しないといけないので。」という問い合わせを行った。
H19. 10	住宅展示場の社員が市役所を訪問し、地図を指さして「ここは同和地区ですか。」と問い合わせを行った。
H22. 6	市役所に「（市内に）来る予定があるので、引っ越しするところが同和地区かどうか教えていただきたい。」との電話での問い合わせがあり、翌日には来庁して同様の問い合わせをした。
H22. 6	町役場の窓口で、転入手続き中の住民が、町内における同和地区の有無を尋ねた。

別紙2

滋賀県行政組織規則の一部改正に伴う被告準備書面の訂正について

平成23年4月1日付けで滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則が公布されたことに伴い、被告第2準備書面の内容を、下記のとおり訂正する。

記

<被告第2準備書面>

頁	行	訂正前	訂正後
18	24	県民文化生活部人権施策推進課	総合政策部人権施策推進課
19	3	(11)地域総合センターの助言に関すること	(11)地域総合センターの運営助言に関すること
〃	9	滋賀県商工観光労働部労政能力開発課	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課就業支援室
〃	10	労政能力開発課	労働雇用政策課就業支援室
〃	10	(25)雇用の安定及び促進に関すること	(3)雇用の安定および促進に関すること
〃	11	(26)就職の支援に関すること	(4)就職の支援に関すること
〃	22	(13)企業内同和問題に関すること	(10)企業内同和問題に関すること

副本

平成22年(行ウ)第11号
原 告 宮 部 龍 彦
被 告 滋 賀 県



証 拠 説 明 書

平成23年9月9日

大津地方裁判所民事部合議B係 御中

被告訴讼代理人
弁護士 吉田和宏



号証	文書の標目	種別	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙52	説明書	原本	平成23年9月9日	滋賀県総合政策部人権施策推進課長	本件非公開部分は、公開条例第6条第6号に該当し非公開情報であると認められること
乙53	滋賀県公報	写し	平成23年4月1日	被告	平成23年4月1日付けで公布された「滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則」の内容